

1 介護予防訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
62	1111	予防訪問入浴	イ 看護職員1人及び介護職員1人 849 単位				849	1回につき	
62	1112	予防訪問入浴・部分浴			清拭又は部分浴のとき	×	70%		594
62	1121	予防訪問入浴・職員			介護職員2人の場合				807
62	1122	予防訪問入浴・職員・部分浴			×	95%	清拭又は部分浴のとき		×
62	4111	予防訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一般地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10%	減算	1月につき	
62	4112	予防訪問入浴同一建物減算2		同一般地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15%	減算		
62	8000	予防特別地域訪問入浴介護加算	特別地域介護予防訪問入浴介護加算			所定単位数の	15%	加算	1回につき
62	8100	予防訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10%	加算	
62	8110	予防訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5%	加算	
62	6100	予防訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36 単位加算		36	1月につき	
62	6101	予防訪問入浴サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	24 単位加算		24		
62	6106	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	58/1000	加算		
62	6105	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	42/1000	加算		
62	6102	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	23/1000	加算		
62	6103	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の	90%	加算		
62	6104	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の	80%	加算		
62	6113	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	21/1000	加算		
62	6114	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	15/1000	加算		